

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年
東村山市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第
15 号）の公布に伴い、年金たる補償と他の法令による給付との併給調整の
際に用いる調整率の改正を行うため、本案を提出するものであります。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東村山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(他の法令による給付との調整)

第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	(略)	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88

旧 条 例

(他の法令による給付との調整)

第4条 (同左)

傷病補償年金	(略)	(略)
	(同左)	0.86
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 (同左)

(略)	(略)
(同左)	0.86

新 条 例

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

旧 条 例

(略)

(略)